

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日が休日に当  
たるときは、そ  
の翌日)

## ◇ 告 示 目 次

- 保険医療機関等の指定
- 保険薬剤師の登録
- 旧慣使用林野整備計画の認可
- 土地改良事業計画の適否の決定(二件)
- 土地改良事業の認可(六件)
- 都市計画の決定に係る案の縦覧(二件)
- 都市計画の変更に係る案の縦覧
- 公有水面の埋立ての免許
- 昭和三十九年八月鳥取県告示第五百四号の一部改正
- 職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則

## 告 示

### 鳥取県告示第八百五十八号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に

に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

昭和四十八年十一月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
鳥取生協病院附属 大森生協診療所	鳥取市西品治八二九の二一	昭和四十八年十月二十八日
井崎 胃腸科 外科 医院	" 湖山町三、八五五	" 十六日
長 田 医 院	境港市佐斐神町一、二三五	" 二十日
足立内科医院	" 一、四七七	" "
だいせん薬局	米子市皆生 一、七五〇の五六	" 二十八日
吉 田 薬 局	" 両三柳 四、四八五の七	" 十五日
樋口医院 明 治 分 院	鳥取市松上一三七の五	" "
森下医院 神 戸 分 院	" 中砂見三七〇の一	" "
中曾齒科医院分院	西伯郡西伯町法勝寺三三二	" "
木村齒科医院 茶屋出張診療所	日野郡日南町茶屋 二、二九四の一	" "

鳥取県告示第八百五十九号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和四十八年十一月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

氏 名	登録の記号及び番号	登 録 の 年 月 日
吉 田 孟 弘	鳥薬第二七九号	昭和四十八年十月十五日

鳥取県告示第八百六十号

三朝町長から申請のあつた久原地区旧慣使用林野整備計画については、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第二百六号）第二十二条第一項の規定に基づき、昭和四十八年十一月一日認可したので、同法同条第四項の規定により告示する。

昭和四十八年十一月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第八百六十一号

昭和四十八年十月五日付で三朝町長から申請のあつた土地改良（加谷地区農業用排水）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項にお

いて準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十八年十一月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十八年十一月七日から二十日間

三 縦覧に供する場所

三朝町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百六十二号

昭和四十八年十月五日付で三朝町長から申請のあつた土地改良（大瀬地区農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十八年十一月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十八年十一月七日から二十間

三 縦覧に供する場所

三朝町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百六十三号

岸本町長から申請のあつた町営土地改良(後谷池地区農業用排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十八年十一月一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十八年十一月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第八百六十四号

大山町長から申請のあつた町営土地改良(赤松地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十八年十一月一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十八年十一月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第八百六十五号

東伯町長から申請のあつた町営土地改良(浦安地区農道舗装)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十八年十一月一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十八年十一月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第八百六十六号

東伯町長から申請のあつた町営土地改良(下伊勢地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十八年十一月一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十八年十一月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第八百六十七号

東伯町長から申請のあつた町営土地改良(上法万地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十八年十一月一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十八年十一月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第八百六十八号

赤碓町長から申請のあつた町営土地改良(尾張地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十八年十一月一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十八年十一月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第八百六十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十八条第一項の規定に基づき、鳥取都市計画用途地域を決定しようとするので、同法第十七条第一項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに、知事に意見書を提出することができる。

昭和四十八年十一月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 都市計画を定める土地の区域

鳥取市及び国府町の市街化区域

二 都市計画の案の縦覧場所

鳥取市尚徳町一一六番地 鳥取市役所

岩美郡国府町町屋三〇五ノ一 国府町役場

三 縦覧期間

昭和四十八年十一月七日から昭和四十八年十一月二十日まで

鳥取県告示第八百七十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十八条第一項の規定に基づき、米子境港都市計画用途地域を決定しようとするので、同法第十七条第一項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに、知事に意見書を提出することができる。

昭和四十八年十一月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 都市計画を定める土地の区域

米子市、境港市及び日吉津村の市街化区域

二 都市計画の案の縦覧場所

米子市中町二〇 米子市役所

境港市上道町一六〇〇 境港市役所

西伯郡日吉津村日吉津八七二ノ一五 日吉津村役場

三 縦覧期間

昭和四十八年十一月七日から昭和四十八年十一月二十日まで

鳥取県告示第八百七十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定に基づき、鳥取都市計画道路を変更しようとするので、同法第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供す

る。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに、知事に意見書を提出することができる。

昭和四十八年十一月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 都市計画を変更する土地の区域

二・一・五号 福部掘越線

変更する部分

鳥取市覚寺字賀露田

追加する部分

鳥取市覚寺字畦倉、字縄手、字西尾田、字拾上、字流田、字下丁田、

字砂田、字七反田、字庵ヶ崎、字妙見、字赤井山、字鐘鑄谷、字弘

法庵、字保治谷、字長谷及び字坂ノ上二並びに円護寺字北谷山

岩美郡福部村大字湯山字中船戸、字宮代、字宮ノ下、字宮ノ前、字

四ノ尾沢、字八ノ尾、字稲場、字森、字森崎、字法眼墳、字中所、

字日中、字粟田、字深田、字板屋敷、字粟谷、字笠取及び字深谷

二 都市計画の案の縦覧場所

鳥取市尚徳町一一六番地 鳥取市役所

岩美郡福部村細川六六九 福部村役場

三 縦覧期間

昭和四十八年十一月七日から昭和四十八年十一月二十日まで

鳥取県告示第八百七十二号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立ての免許をしたので、同法第十一条の規定により告示する。

昭和四十八年十一月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 免許の日

昭和四十八年十一月六日

二 免許を受けた者

鳥取県

三 埋立ての場所及び面積

鳥取県岩美郡岩美町大字浦富字二股三一八九番三地先の水面

一、九八八・九八平方メートル

四 埋立ての目的

港湾施設用地の造成

五 埋立工事の期限

昭和五十年三月二十五日

鳥取県告示第八百七十三号

昭和三十九年八月鳥取県告示第五百四号(鳥取県収納代理金融機関の指定について)の一部を次のように改正する。

昭和四十八年十一月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

「株式会社鳥取銀行境支店」を「株式会社鳥取銀行境西支店」に改める。

### 人事委員会規則

職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十八年十一月六日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 藏

#### 鳥取県人事委員会規則第三十一号

職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の旅費に関する条例施行規則（昭和四十五年七月鳥取県人事委員会規則第二十五号）の一部を次のように改正する。

第十八条第一項を次のように改める。

条例第三十条第二項の規定による旅行手当の額は、定係港（当該船舶が通常停泊し、又は係留すべきものと任命権者が指定した港をいう。以下同じ。）を出港した日から同港に入港した日までの期間について、次の表の目的地（目的海域を含む。以下同じ。）の区分に従い、別表第四に定めるところとする。ただし、第一区における一日の航海時間が通算五時間未満の場合には、その定額の五分の三に相当する額（十円未満の端数が生じたときは、八円以上は十円に切り上げ、三円以上八円未満は五円とし、三円未満は切り捨てる。）とし、目的地が第二区、第三区又は第四区の区域にある場合には、最後に本邦の港を出港した日から目的

地を経て最初に本邦の港に入港した日までの期間について、その定額とする。

区分	航 海 区 域
第一区	本邦並びに東経一二七度北緯三二度、東経一三五度北緯三〇度、一四三度北緯三二度、東経一四六度三〇分北緯四〇度、東経一五〇度北緯四四度、東経一四六度北緯四八度、東経一四〇度北緯四八度、東経一三五度北緯四〇度、東経一三〇度北緯三八度、東経一二六度北緯三四度、東経一二六度北緯三〇度、東経一二二度北緯二七度及び東経一二二度北緯二二度の各点を順次に直線で結んでできる折線に囲まれた区域で定係港の港域（港則法施行令（昭和四十年政令第二百十九号）第一条に規定する区域（船員法第一条第二項第二号の港の区域の特例に関する政令（昭和二十三年政令第六十四号）に基づきこれと異なる定めがある場合についてはその規定するところによる。）及び外国の領海を除いた区域
第二区	東経一七五度、北緯二二度、東経一一〇度及び北緯五一度の線により囲まれた区域で第一区の区域及び定係港の港域を除いた区域
第三区	東経一七五度、北緯五一度、東経一三四度及び北緯六三度の線により囲まれた区域並びに東経一七五度、南緯一一度、東経九四度及び北緯二二度の線により囲まれた区域（トンキン湾を含む。）
第四区	第一区、第二区、第三区及び定係港の港域以外の区域

第十八条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 旅行手当は、同一航海において、その区分を異にする二以上の目的地を航海することとなつたときは、額の多い方の定額を支給し、天災その他やむを得ない事情によりその区分を異にする目的地に航海することとなつたときは、その区分を異にした期間中に限り、額の多い方の定額を支給するものとする。

別表第四の表中

七〇〇円	七五〇円	八〇〇円	八四五円
五五〇円	六〇〇円	六五〇円	六九五円

を

九〇〇円	九六五円	一、〇三五円	一、一〇〇円
五七〇円	八〇〇円	八五五円	九〇五円

に改める。

別表第五の第一中第四号を削り、第五号を第六号とし、第六号から第十一号までを一号ずつ繰り上げる。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 改正後の職員の旅費に関する条例施行規則の規定は、昭和四十八年四月一日以後に出發する旅行及び同日前に出發し、かつ、同日以後に完了する旅行のうち同日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち同日前の期間に対応する分及び同日前に完了した旅行については、なお従前の例による。